函館市社会福祉審議会運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，函館市社会福祉審議会条例（平成１７年函館市条例第３５号）第１条に規定する函館市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し，必要な事項を定めるものとする。

（調査審議事項）

第２条　審議会は，市長の監督に属し，その諮問に答え，または関係行政庁に意見を具申するものとする。

２　審議会は，次の各合に掲げる事項を調査審議するものとする。

（１）民生委員の適否の審査に関する事項

（２）身体障害者および知的障害者の福祉に関する事項

（３）児童福祉に関する事項

（４）その他法令等に基づく事項

３　前項各号に掲げる事項の細目の大要は，別紙のとおりとする。

（組織）

第３条　審議会は，委員２８人以内で組織する。

２　特別の事項を調査審議するため必要があるときは，審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員）

第４条　審議会の委員および臨時委員は，市議会の議員，社会福祉事業に従事する者および学識経験のある者のうちから，市長が任命する。

（委員の任期等）

第５条　委員の任期は，３年とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は，再任されることができる。

３　臨時委員の任期は，その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

（委員長）

第６条　審議会に委員の互選による委員長１人を置く。委員長は，会務

を総理する。

（委員長の職務の代理）

第７条　委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ指名する委員が，その職務を代理する。

（会議）

第８条　審議会の会議は，委員長が招集する。

２　委員長は，委員の４分の１以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは，審議会の会議を招集しなければならない。

３　委員長は，審議会の会議の議長となる。

４　審議会の会議は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

５　審議会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

６　臨時委員は，当該特別の事項について会議を開き，議決を行う場合には，前２項の規定の適用については，委員とみなす。

（専門分科会）

第９条　審議会に，民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため，民生委員審査専門分科会を，身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため，身体障害者福祉専門分科会を，児童福祉に関する事項を調査審議するため，児童福祉専門分科会を置く。

２　審議会は,前項の事項以外の事項を調査審議するため,必要に応じ,老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（専門分科会委員等）

第 10 条　審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員および臨時委員は，委員長が指名する。

２　審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き，その専門分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

３　専門分科会長は，その専門分科会長の事務を総理する。

４　専門分科会長に事故があるときは，専門分科会長があらかじめ指名する委員が，その職務を代理する。

５　第８条（民生委員審査専門分科会にあっては，第６項を除く。）の規定は，専門分科会の会議について準用する。この場合において，同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と，「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

（民生委員審査専門分科会）

第 11 条　民生委員審査専門分科会に属すべき委員は，市議会の議員の選挙権を有する審議会の委員のうちから，委員長が指名する。

２　民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党または政治的目的のために利用した場合は，当該委員について，委員長は，前項の規定により指名を取り消すことができる。

３　民生委員審査専門分科会の決議は，これをもって審議会の決議とする。

（身体障害者福祉専門分科会）

第 12 条　身体障害者福祉専門分科会は，第９条第１項に規定する身体障害者の福祉に関する事項とともに，知的障害者の福祉に関する事項を調査するものとする。

２　身体障害者福祉専門分科会の決議は，これをもって審議会の決議とする。ただし，重要な事項についてはこの限りではない。

３　この要綱に定めるもののほか，身体障害者福祉専門分科会および第１４条に規定する審査部会の運営に関する細部の事項は別に定めるものとする。

（児童福祉専門分科会）

第 13 条　児童福祉専門分科会の決議は，これをもって審議会の決議とする。ただし，重要な事項についてはこの限りでない。

（審査部会）

第 14 条　審議会は，身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため，身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

２　審議会は，身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは，審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

（庶務）

第 15 条　審議会の庶務は，保健福祉部地域福祉課において統括する。ただし，次の各号に掲げる専門分科会および審査部会の庶務は当該各号に掲げる課において処理するものとする。

（１）民生委員審査専門分科会	保健福祉部地域福祉課
（２）身体障害者福祉専門分科会	保健福祉部障がい保健福祉課
（３）児童福祉専門分科会	子ども未来部子育て支援課
（４）身体障害者福祉専門分科会審査部会	保健福祉部障がい保健福祉課

（補則）

第 16 条　この要綱に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，委員長が審議会に諮って定める。

附　則

この要綱は，平成１７年１０月１８日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２６年３月１４日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２６年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２９年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和７年２月１０日から施行する。

附　則

この要綱は，令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和７年１０月１日から施行する。

別紙

１　民生委員審査専門分科会（第２条第２項第１号関係）

法令に基づく調査審議事項	根拠法令
市長が厚生労働大臣に民生委員を推薦する場合における民生委員推薦会の推薦者に対する意見	民生委員法 第５条第２項
市長が民生委員推薦会の推薦者が適当でないと認めるときに，推薦会に民生委員の再推薦を命じる際の意見	民生委員法 第７条第１項
上記において推薦会が再推薦をしないときに，市長が適当と認める者を定め，厚生労働大臣に推薦する際の意見	民生委員法 第７条第２項
市長が民生委員の解嘱を厚生労働大臣に具申する際の同意	民生委員法 第 11 条第２項
審議会が民生委員の解嘱を審査する際の本人への事前通告	民生委員法 第 12 条第１項

２　身体障害者福祉専門分科会（第２条第２項第２号関係）

・　身体障害者の福祉に関する事項を調査審議する

・　知的障害者の福祉に関する事項を調査審議する

〔審査部会〕（第２条第２項第２号関係）

法令に基づく調査審議事項	根拠法令
身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書を作成できる医師を市長が指名する際の意見	身体障害者福祉法 第 15 条第２項
上記の医師の指定を取り消す際の意見	身体障害者福祉法 施行令第３条第３項
市長が身体障害者手帳の交付申請が法別表に該当しないと認めるには，審議会に諮問しなければならない	身体障害者福祉法 施行令第５条第１項

3　児童福祉専門分科会（第２条第２項第３号関係）

法令に基づく調査審議事項	根拠法令
芸能，出版物，がん具，遊戯等を推薦し，または当該製作者，興業主，販売者等に対し，必要な勧告ができる	児童福祉法 第８条第９項
市長が，保育所等の施設職員等による児童への虐待に対して講じた措置の報告を行う場合の意見	児童福祉法 第 33 条の 15 第２項
市長が地域型保育事業の認可を行う場合の意見	児童福祉法 第 34 条の 15 第４項 子ども・子育て支援法 第７条第５項
市長が乳児等通園支援事業の認可を行う場合の意見	児童福祉法第 34 条の 15 第４項
市長が保育所の設置の認可を行う場合の意見	児童福祉法 第 35 条第６項
設備・運営が最低基準に達せず，かつ有害と認められる児童福祉施設の事業停止命令を市長が行う場合の意見	児童福祉法 第 46 条第４項
市長が認可外児童福祉施設の事業停止・施設閉鎖命令を行う場合の意見	児童福祉法 第 59 条第５項
母子家庭等の福祉に関する事項	母子及び父子並びに寡婦福祉法第７条
母子福祉資金等貸付金の貸付を市長が停止する場合の意見	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 第 13 条
母子保健に関する事項	母子保健法 第７条

4　その他（第２条第２項第４号関係）

法令に基づく調査審議事項	根拠法令
市長が老人居宅生活支援事業，老人デイサービスセンター等の事業の制限または停止を命じる場合の意見	老人福祉法 第18条の２第３項

市長が養護老人ホーム，特別養護老人ホームの事業の廃止命令，設置認可を取り消す場合の意見	老人福祉法 第 19 条第 2 項